

〔昭和五年十二月〕

発文七七号

大正十二年九月十八日議

文書課長 花押(下村)

次官 花押(赤崎)

大臣 花押(岡野) 裁定九月十八日

専門学務局長 花押(松浦)

普通学務局長 代 花押

実業学務局長 代 花押

宗教局長 花押(武部)

秘書課長 花押(関屋)

〔抹消〕課長 花押(加筆)
〔抹消〕課長 花押(加筆)
〔抹消〕課長 花押(加筆)

會計課長 花押(窪田)

参事官 花押(関屋)

地方長官二職権委任ノ件

案

第一

年月日

各地方長官宛

通牒

花押

花押

花押

〔抹消〕
〔發送後要再回〕

花押

花押

花押

花押

花押

花押

花押

次官

〔下 札〕

記

(注記3) 明治三十二年文部省令第十二号実業学校設置廃止規則第三条第

二項ニ依ル学科課程変更認可、(明治三十四年文部省令第三号

中学校令施行規則第十四条第三項ニ依ル学科目削除認可)同規

則第二十一項第三項ニ依ル学級編成認可、明治三十四年文部省

令第四号高等女学校令施行規則第一条第四項、第五項及第十七

条第三項ニ依ル学科目加除認可ノ職權ハ当分ノ内貴官ニ於テ処

理セラレ支障無之又明治三十六年勅令第六十六号公立学校職員

俸給令第十六条ニ依ル俸給特別処分ノ件、大正八年勅令第三百

七十八号公立大学職員俸給令第七条ニ依ル俸給特別処分ノ件、

明治三十二年内務省訓令第七百二十七号ニ依リ伺出ヲ要スル事

項ハ当分ノ内稟伺ニ及ハサルコトニ相定メラレタルニ付御了知

相成度右ハ這回ノ大震(火)災ニ因ル交通通信ノ状態及庁務処理

ノ状況等ニ鑑ミ行政ノ敏活ヲ計リ機宜ノ必要ヲ誤ラサラムル

趣旨ニ出(サ)タル次第ニ付御了知ノ上施行上ノ遺漏無キ様

御措置相成度尚施行ノ結果ハ毎月分取纏メ遅滞無ク御報告相成

度依命通牒ス

年 月 日

次官

各直轄(諸)学校長宛

通牒

這回ノ大震火災ニ因ル交通通信ノ状態及庁務処理ノ現況等ニ鑑
ミ左ニ掲クル事項ハ当分ノ内貴官限り専行相成支障無之ニ付御
了知ノ上施行上ノ遺漏無キ様御措置相成度尚施行ノ結果ハ毎月
分取纏メ遅滞無ク御報告相成度依命通牒ス

一講師(外国人ヲ除ク)嘱託ニ関スル件

一講師ニ勉勵手当給与ノ件

一臨時休業ヲ為スノ件

一修学旅行施行ノ件

第三

年 月 日

次官

各高等学校校長宛(公私立ヲ含ム)

(官)公立大学長(予科ヲ置クモノニ限ル)

通牒

教科書ニシテ文部大臣ノ認可ヲ受ケ採定スルヲ要スルモノニ付

テハ這回ノ変災ニ因ル交通通信其ノ他庁務処理ノ現況ニ鑑ミ当

分ノ内其ノ認可ヲ要セス貴職ノ専行ニ委セラレタルニ付思想上

及風紀上悪影響ヲ及ホスノ虞ナク且難易ノ度ヲ考量シ大体従前

認可セラレタル例ニ依リ施行上ノ(端)遺漏ナキ様御措置相成度

尚本通牒ニ基キ採定セラレタルトキハ当該圖書ヲ添へ遅滞ナク

御報告相成度依命通牒ス

年 月 日

次官

各帝国大学総長官立大学長公立大学長宛

這回ノ大震火災ニ因ル交通々信ノ状態及庁務処理ノ現況等ニ鑑
ミ当分ノ内職務規程ニ拘ラス輕易ナル事項ハ貴官(職)ニ於テ
専行相成支障無之ニ付御了知相成度尚本通牒ニ基キ施行セラレ
タル事項ハ遅滞ナク御報告相成度依命通牒ス

(帝国大学総長及官立大学長ニ対シテハ左ノ追書ヲ加フルコト)
追テ現在並将来ノ予算ニ(抹消)〔加筆〕(影響スヘキ)事項ハ本通牒
ヨリ除外サレ居ル儀ニ付御了知相成度

(中略)

大正十四年五月三十日

庶務掛長 (阿部)

次官 (松浦)

文書課長 (伊藤)

(注記5)

案

年月日

文書課長

各局長宛

秘書課長宛

(注記7)

委任事項解除ニ関スル件

大正十二年九月十九日付發文七七号次官(抹消)通牒ヲ以テ地方長

官、直轄学校長、官公私立高等学校長、同大学長、帝国大学総

長並ニ官公立大学長ニ(当分)内(抹消)〔加筆〕委任セラ(タ)レタル事項ニ対

シ之カ解除ヲ申出(アル)〔テラルル〕向不勘ルニ付貴管ニ属スル

モノニシテ此ノ際解除ヲ希望セラル、事項(アラハ)〔有無〕至

急御回報相煩度

文部省省專一二号

大正十四年七月廿一日

専門学務局長 粟屋 謙 (印)

文書課長 伊藤仁吉殿

委任事項解除ニ関スル件

本年六月一日付發文六七号ヲ以テ御申越ノ標記ノ件当局所管事
項ハ総テ解除致シ度希望ニ付御了知相成度

文部省省普一三号

大正十四年六月十八日

普通学務局長 関屋龍吉 (印)

文書課長 伊藤仁吉殿

委任事項解除ニ関スル件

六月一日發文六七号照会標記ノ件了承右委任事項中解除ヲ希望
スル事項左記ノ通ニ付可然御取計相成度

記

委任解除事項

一、大正十二年九月十九日發文七七号次官通牒中左記事項

明治三十四年文部省令第三号中学校令施行規則

第二十一条 学級ハ同学年ノ生徒ヲ以テ之ヲ編制スヘ

シ

一学級ノ生徒ハ五十人以下トス

(加筆)

第二学年以上ニ於ケル各学年ノ学級数ハ第一学年ノ

学級数ニ超過スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニ依リ

文部大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
前項ノ場合ニ於テ分校ノ学級数ハ本校ノ学級数ニ算

明治三十四年文部省令第四号高等女学校令施行規則

入ス

第一条 高等女学校ノ学科目ハ修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、図画、家事、裁縫、音楽、体操トス

外国語ハ英語又ハ仏語トス

外国語ハ之ヲ欠キ又ハ随意科目トナスコト得^{マズ}

図画、音楽ノ一科目又ハ二科目ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ欠クコトヲ得

◇(加筆)

土地ノ情況ニ依リ第一項ノ学科目ノ外教育、法制及經濟手芸又ハ実業ヲ加ヘ其ノ他文部大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル学科目ヲ加フルコトヲ得

第十七条 実科ノ学科目ハ修業年限四箇年ノモノ及三箇年ノモノニ在リテハ修身、国語、歴史、地理、数学、理科及家事、裁縫、図画、唱歌、実業、体操トシ修業年限二箇年ノモノニ在リテハ修身、国語、数学、家事、裁縫、図画、唱歌実業体操トス
図画、唱歌、実業ノ一科目又ハ数科目ハ之ヲ欠クコトヲ得
土地ノ情況ニ依リ第一項ノ学科目ノ外教育、法制及經濟又ハ手芸ヲ加ヘ其ノ他文部大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル学科目ヲ加フルコトヲ得

二(抹消)

文部省令臨第一号

各学校長ハ当分ノ内其ノ授業日数、授業時数及学生、

(注記9)

生徒、児童又ハ教員ニ関スル定員ノ制限ニ拘ハラス必^要ナル措置ヲ為スコトヲ得^得

(注記10)

文部省省実一〇号

大正十四年六月九日

実業学務局長 武部欽一 印

文書課長 伊藤仁吉殿

委任事項解除ニ関スル件ニ付回答

六月一日付發文六七号ヲ以テ標記ノ件ニ付御照会相成リシ処当局ニ属スル左記事項御解除相成様御取計相煩度

記

一、実業学校設置廢止規則第三条第二項ニ依ル学科課程變更ノ件

(注記11)

文部省省函六号

本月一日發文六七号委任事項解除ニ関スル件当局ニ於テハ解除希望事項無之

右回答ス

大正十四年六月六日

図書局長 西河龍治

文書課長 伊藤仁吉殿

(注記12)

文部省省宗三号

本月一日付發文六七号ヲ以テ委任事項解除ニ関スル件ニ付御申

越ノ趣了承当局主管ノ事項ニ付テハ尚当分ノ間其儘ニ差措カレ
度

大正十四年六月四日

文書課長 伊藤仁吉殿

宗教局長 下村壽一 印

大正十四年六月二日

文部大臣官房秘書課長 印

文書課長殿

回答

委任事項解除ニ関スル件

六月一日發文六七号御照会標記ノ件左記ノ通ニ付御了知相成度

記

一、講師囑託（外国人ヲ除ク）ニ関スル件

（中略）

(注記13)

大正十四年十月廿二日

文書課長 伊藤 印

庶務掛 花押 庶務掛長 阿部 印

大臣

次官

専門学務局長 粟屋 印

普通学務局長 關屋 印

実業学務局長 花押 武部 印

赤間 印 花押 木部 印 清水 印 水畑 印 入保 印

(注記14)

(注記16)

委任事項解除ニ関スル件

案

年月日

地方長官

直轄諸学校長

公私立高等学校長

官公立大学長

帝国大学総長

図書局長 西河 印 宗教局長 下村 印 秘書課長 澤田 印 審査委員 赤間 印 花押 土館 印 植田 印

次官

(注記18)

昭和五年十二月三日

実業学務局長 木村正義 印

文書課長 菊澤秀磨殿

実業学校設置廃止規則第三条第二項ニ依ル学科課程及
毎週教授時数変更認可ニ関スル件

標記ノ件大正十二年九月十九日付發文七七号ヲ以テ当分ノ内稟
申ニ及ハサルコトニ相定メラレタルモ従前通り復活相成様致度

発実七八号

大正十二年九月十九日付發文七七号通牒ハ自今廃止ト相成タル
ニ付右御了知相成度此段依命通牒ス
備考 本案ノ参照ハ別冊中第五類ニアリ

發文一〇四号
 裁決 12月27日 文書課長 (官下) 送 12月27日 起案者

昭和五年十二月廿六日起案 庶務掛長 (阿部)

大臣 了 文書課長 (海澤) (小笠原)

次官 (中川) 審査委員 (河原) (高田) (服部) (中島) (久慈)

専門学務局長 (赤間)

普通学務局長 (篠原)

実業学務局長 (木嶋)

図書局長 (芝田) (注記19)

宗教局長 (西山)

秘書課長 (潮池)

案

年月日 次官

地方長官

直轄学校長

公私立高等学校長

公私立大学長

委任事項ニ関スル件

大正十二年九月十九日付發文七七号ヲ以テ通牒ニ及ヒ置キタル件ハ関東大震火災ニ因ル交通通信ノ状態及庁務処理ノ状況等ニ鑑ミ行政ノ敏活ヲ計リ機宜ノ処置ヲ誤ラサラシムル趣旨ニ出テタル次第ナルモ其後諸般ノ施設ノ復旧ニ伴ヒ右通牒ハ自然消滅シ従前通り措置可相成モノナルモ (念ノ為) 関係事項ノ処理方ニ関シ問合ノ向 (抹消) (加筆) (加筆) 有之ニ付 (テハ) 右通牒ハ自然消滅シタル

モノト御了知相成度為念此段及通牒候也

(抹消) 追テ一面事務簡捷ノ主旨ニ依リ関係法規中一部ハ既ニ改正ヲ加フ其ノ他ノ事項ニ就テモ目下考慮中ニ付御了知相成度。

(注記1) 「9月19日 発送済」 (安種)

(注記2) 「四」(簿冊内件名番号)

(注記3) 「」

(注記4) 「省令第四十一号ニ依リ許否ノ際稟伺並届書進達方之件」 「三三、七、二七号」 「内務省訓令第七二七号」

(注記5) 「裁決定 6月1日」

(注記6) 「文部省 發文67号 14年6月1日」

(注記7) 「六月一日 発送済」 (官下)

(注記8) 「文部省 大正14・6・18 發文67号」

(注記9) 「」

(注記10) 「文部省 大正14・6・9 省文12号」

(注記11)

「文部省 大正14・6・6 省文11号」

(注記12)

「文部省 大正14・6・4 省文10号」

(注記13)

「廃案」

(注記14)

「文部省 發文97号 14年10月23日」

(注記15)

「一九八二頁」

(注記16)

「要再回」

(注記17)

「文部省 省文21号 5年12月3日」

(注記18)

「記録掛 3・2・3 受領」

(下札)

(有原)

⑩種別 ろ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 各地方庁へ通牒 実

業学校設置廃止規則ニ依ル学科課程変更認可其他伺出ヲ要スル事

項当分稟伺ニ及ハス 大正、一二、九、一九 直轄学校へ通牒

講師囑託ノ件等当分専行方 官公私立大学 同 高校へ通牒 教科書採定

ノ件当分認可ヲ要セス 大正、一二、九、一九 官公私立大学へ

通牒 職務規程ニ拘ラス輕易事項ハ当分専行方 大正、一二、九、

一九 地方(長)庁等へ通牒 大正十二年發文七七号(通牒)委任事

項自然消滅ニ依リ従前通措置方 昭和、五、一二、二七ノ番号

發文七七ノ結了年月日 / 保存年限 ムキノ枚数 一括

【自大正11年8月至昭和25年2月 官規及
職務に関する総規 第1冊】 文部省⑤
3A.30—6.1103